

論文

明治16年の副島種臣

—九州遊説願いをめぐって—

齋藤洋子*

はじめに

『明治天皇紀』[宮内庁 1971-b:71-72], 明治16年6月22日条には次のような記述がある。

是れより先、正四位副島種臣時事を慨し、其の意見を建言し、又自ら九州地方に遊説せんとし、暇を請ふ、聖慮之れを止めんと欲したまふ、侍講元田永孚其の旨を体し、種臣を訪ひ、之れを語る、種臣恐懼して旨を奉じ、自ら止む、是の日永孚之れを右大臣岩倉具視に報ず、具視亦種臣遊説のことを憂ひたるを以てなり

明治6年、征韓論争に敗れた副島は廟堂を去った。その後の副島の政治的行動については未解明な部分が少なくない。副島が時事を慷慨し九州遊説を願い出たという事実に関しても、専門的研究は見当たらない。従来、幾つかの研究において、「副島は官民調和を説くために各地遊説を願い出た」と記されているが、その大半は15年の行動と推定している⁽¹⁾。しかし、冒頭に記したように副島が各地演説を願い出たのは16年であった。

こうした研究動向の中で、近年、『宮島誠一郎文書』の共同研究の成果』として発表された望月の論文には[2004:198-235]、同時期にお

る副島の言動を窺い知ることが出来る貴重な指摘を見ることが出来る。要約すると、15年に生じた佐賀復讐運動は、まとまりに欠けていた肥前グループの緊密度を深めた。更に16年4月以降は、肥前グループのみでなく黒田清隆等薩摩グループも加わった会合が持たれた。黒田は、「朝野における政治的対立を解消し、挙国一致体制を築かねばならないとの決意」のもと、薩摩、肥前グループの団結を狙っていた。14年の北海道開拓使官有物払下げ事件以降、内閣顧問という閑職にあった黒田のこうした行動を、吉井友実は「黒田ノ旗揚」と称している。副島は、肥前グループの一員として「黒田ノ旗揚」に参加していた。黒田の決意に感激した副島は、当時自らの政治課題であった、1) 君主権限に抵触しない限り、国政は議会中心の運営とする、2) 地租改正に基づく土地私有制の認定を取り消すこと、の二点を黒田と共に実現していこうと考えていたという[望月 2004: 216-222]。

望月の論文は、従来全く知られていなかった同時期における副島の政治的言動を紹介しており大変興味深いものであるけれども、もとより副島を扱ったわけではない。そのため、「黒田ノ旗揚げ」と同時期に企図された九州遊説につ

* 早稲田大学大学院社会科学研究所 博士後期課程2年(指導教員 島 善高)

ての言及は見られない。遊説願いも、「黒田ノ旗揚」への積極的賛意も、自らの政治課題実現という同一の目的に起因していたと考えられる。そうであるならば、両者の間に何らかの関係があったと想定することは自然であろう。

「黒田ノ旗揚げ」は副島の九州遊説願いに如何なる影響を与えたのか、岩倉は何故副島遊説を案じていたのであろうか。本稿は、こうした疑問点に立脚し、明治16年前後における副島の政治的言動を検証していくこととしたい。

尚、引用にあたっては、旧漢字を常用漢字に改めた。又、原史料の翻刻にあたっては、適宜句読点を付した。

1. 「黒田ノ旗揚げ」と遊説願い

1-1. 遊説の目的とその背景

副島は、何時から遊説を考えていたのであろうか。それを明確に示す史料には、未だ遭遇していないが、16年5月2日付け岩倉の大木喬任宛て書翰には次のように記されている [岩倉-a]⁽²⁾。

過日元田ヨリ、上御沙汰之旨ニ而右府迄可申入置との事ハ、添嶋意見書奉り此旨趣ヲ以而九州地方演説致シ、為王室尽力云々言上有之

上記書翰からは、副島が5月2日以前に、既に天皇に対して、「意見書」を奉じていること、その意見書の趣旨を伝えるため九州地方へ演説したいという意向を示していたことがわかる。管見の及ぶ限りでは、同意見書は見当たらない。従って、「此旨趣」を明らかにすることは出来ないが、幾つかの史料から「意見書」の内容とその背景を推察してみたい。

前述したように、同時期における副島の政治

課題は、「地租改正に基づく土地私有制の認定を取り消すこと」と、「君主権限に抵触しない限り国政は議会中心の運営とする」ことの二点であった [望月 2004:220]。次節で詳述するが、両者実現に対する副島の意気込みは並々ならぬものがあつた。おそらく、「意見書」もまた、両者に対する副島の主張が綴られたものであつたと推測される。では、その「旨趣ヲ以而」演説することが、なぜ「王室」の為へとつながるのであろうか。以下、両者に対する副島の主張を見ていこう。

第一点は、「地租改正に基づく土地私有制の認定を取り消すこと」についてである。これは、地券の改正を意味していた。こうした主張は、当時活発な議論が展開されていた皇室財産をめぐる問題に端を発していた。明治8年、漸次立憲政体樹立の詔勅が出されたことで、国会開設以後民権論が激進し、皇権を侵犯するのではないかと、朝野有識者の多くが憂慮した。以降、木戸孝允、山縣有朋、大隈重信等が皇室財産の設定について建議している。14年10月国会開設勅諭に及んで、「皇室財産設定の議一日も忽諸に付すべからずとし」て、「十一月内閣中に委員を設け、官有財産を調査せしめ、土地品目を定めて皇有・国有・民有とし、以て皇有地を設定せんと」したことにより皇室財産を巡る議論は一挙に活発化した [宮内庁 1971-a: 643-649]。

15年4月21日、副島は天皇へ建言書を提出した [副島]。同建言書は、現在宮内庁書陵部が所蔵し、「副島種臣建言」と題されている。この中で副島は、「我国ニシテ千古地主ハ天皇陛下ノ御家トナサル、ヲ得ス、若然ラストイハ、明治ノ四藩ヲ始メ二百六十大名ノ版籍奉還セシハ之ヲ汝等ニ奉還セシカ、之ヲ陛下ニ奉還セシカ、

我ハ信スラク之ヲ陛下ニセシコトヲ」と、王土王民論の立場から、明治5年に交付された地券について、天子の「恩愛寛大ノ計ヒ」であったと述べている。しかしその後副島は、地券の改正を天皇に奏上し、更に岩倉に「地券改正の議」を建言している[元田]。副島は、「地券授与ノ制規ヲ定メラレ、是失錯ノ大ナル者」と、明治5年の地券交付を否定し、

地券授与ノ文字ヲ改正セサレハ終ニ其实ヲ復スルト能ハス、故ニ今地券授与ヲ改メテ地券借与トナシ、其地ノ産物建築ノ不動産ハ人民ノ所有タリト明示アル時ハ名義燦然、皇室ノ富永遠ニ保チ、自由民権ノ説モ自ラ其勢ヲ失ヒ宸衷ヲ安シ玉フ可シ

と、地券を授与から貸与へと改正すること、土地の上に立つ不動産及び、土地で生産した産物は人民の所有であることを明示することを主張した。更に、地券授与により人民に土地の所有権を与えると、「他日外国人売買差支ナキノ条約改正ノ日ニハ、悉ク其ノ所有ト」なるに相違なく「恐悚ニ堪ヘサル」と記している。副島は、王土論の立場からだけではなく、将来条約改正の暁においても、皇室を中心とする日本の国体を保持するためには、地券の改正は必至と考えていたのである⁽³⁾。

第二点は、「君主権限に抵触しない限り国政は議会中心の運営とする」ことである。この主張は、おそらく政党を意識したものであったろう。

大木は、副島の遊説目的を「巡回之主意ハ皇室ノ御為め謀り官民間之調和ヲナスノ目的之よし」と語っている[大木-b]。言い換えるならば、官民調和論を唱えるため遊説に出ようと決意させるほど、当時の官と民の関係が悪化していたということになる。事実、政府の政党への

締め付けは厳しく、政党は資金繰りに苦慮していた。さらに、15年6月には集会条例が、16年4月には新聞紙条例が改正され、言論取締りも強化された。こうした中、15年11月には福島事件が、16年3月には高田事件が勃発した。『明治天皇紀』にいう「時事を慷慨し」とは、こうした政党激化事件を指していたとも考えられる。

16年3月23日付け「鎮西日報」には「副島侍講之格言」と題した副島の談話が掲載されている。

東京よりの信書中、副島一等侍講にハ近來日々参内あり、或る時知音の人其邸に至り談話の際、今般海陸軍御拡張に付ては増税徴集の御布告あり、因より今日軍備の急務たるハ誰も知る所なれど、世間の自由民権家は此増税を奇貨として人心を煽動するも計られず、果して然らば政府の由々敷御大事にも立至るべし、海陸軍御拡張も漸を以て御施行ありてハ如何にやと存し候也と申されければ、侍講ハ容を改め、方今宇内各国の形勢を何と思はるゝや、所謂弱肉強食虎狼博噬の世界にて、焼眉の急は軍備より先なるはなし、況んや我邦に於て海陸軍の寡少にして且不完全なるハ有識者の慨嘆する所なり、苟しくも日本国の人民たらん者ハ踊躍して此盛挙を賛成すべき筈なるを、政府に於て不急の土木を興し増税を賦課するごとく思ひ誤り苦情を鳴すハ日本の人民たる義務を知らぬ人面獣心の者なり、構へて斯る無用の事に心を勞し給ふな、と語られし哉に伝承せりとあり、

15年7月、朝鮮京城において壬午の乱が勃発したことにより、日本は軍備、特に海軍増強が焦眉の課題となった。同年12月、軍備拡張は政府部内で正式に決定をみたが、そのためには当然のことながら財源を確保しなければならず増税が布告された[室山 1984: 122-123]。副島は、増税を機会として民権家が「人身を煽動する」かもしれないと危惧し、警鐘を鳴らしたのであ

る。

国民が団結して外憂に当たらなければならないこの時期に、政党運動が激化し国内が混乱し兼ねないという事態を目の当りにし、副島は居ても立ってもいられないといった心境であったに違いない。それ故、官民調和こそ当今の急務と考え、自らその責を担おうとしたのであろう。

1-2. 黒田への期待

さて、「黒田ノ旗揚げ」は、副島の遊説願いにどのような影響を与えたのであろうか。

肥前・薩摩グループの会合は、16年4月25日、5月3日、6月3日、6月11日と、少なくとも4回実施されている〔宮島-d〕。5月3日、第2回目の会合後、黒田は吉井に「前後之時勢ヲ熟慮一団結し而、大ニ基本を確立スルハ、今日之急務」であると語り、大隈や副島等へ自身の意思を伝えるよう依頼した。黒田の意を受けた吉井は、6日に副島を訪問している。副島は「欣然トシテ出迎」へ、「黒田ノ趣意ヲ」聞いて「実ニ黒田ノ精神感服無限」と喜んだ。そして、

今後国憲ヲ立ルニ君父ノ権ニ不立入様有之度、其余ハ何事ニテモ可議ト投出候処ニ廟堂一決致度、且ツ地券一条改正有之度、此両条ヲ黒田ニハカリ是非ヤリ付申度、最早余命モ無之、只此二条ハ是非存命中黒田ノカヲ借りヤリ付度トノ事、過日上ヘモ黒田ノ処申上候処、龍顔ニ御涙ヲ浮ベサセ御聴被遊候トノ事ナリ

と語ったという〔吉井-b〕。副島は、この時既に、黒田等との会合の子細を天皇に報告していたのである。副島の政治的意欲がいかに大きかったかを物語っていると見えよう。黒田等との会合後、副島は岩倉を訪ね所懐を述べている

〔岩倉-c〕⁽⁴⁾。

今朝副嶋種臣入来、例ノ持論皇官民ト土地三有区别之義、天皇陛下之国土権ヲ被失候義実ニ不容易重事件ト段々陳述、随分手強キ論候得共、可成平穩ニ可致其理由モ云々申聞置候得共、両大臣公江ハ不日出頭言上之旨ニ候、此節副嶋申聞候ニハ過日アル参議ト一席懇談之砌、ソノ参議曰、当今ニテハ官民調和ニ無之而者国家之不幸又一般ノ論点モ十中五六者ココニ出候歟、大隈始調和可然トノ事承り副嶋ニモ大ニ同意、大臣公ニモ云々トノ事ニ付小生返答候ニハ、参議ニシテ右被申候ハ旧僚ナリ彼是深慮ノアルトコロト尤ニ存候得共、今日小生輩ニ於而は大臣之職ナレバ調和トカ折合トカ右様ニ涉候義ハ今日ニ至リ決シテ成シカタキ事也、其故ハ天皇陛下何ヲ以テ御自分ヨリ更ニ調和論可被成モノニヤ実ニ難キモノニ考候、右之通り申聞置候間御心得迄ニ一筆申入置候、

副島は、「アル参議ト一席懇談之砌、ソノ参議曰」云々と語っている。黒田は、14年の開拓使問題で参議を辞職していたので、「アル参議」には該当しない。「黒田ノ旗揚げ」に参加していたメンバーで、当時参議職にあったのは大木のみである。大木は、「実ハ副島ニも一種之論旨有之、随分至当之事も不尠ル様ニ鄙考仕り」と述べ〔大木-c〕、副島の主張に一定の理解を示しているから、「アル参議」とは大木を指していたと推定される。どちらにしても、上記書翰からは、副島が「黒田ノ旗揚げ」に意を強くして、岩倉を訪問していたことが窺えよう。

副島が、黒田に寄せた期待がいかに大きかったかは、次のエピソードにも表れている〔宮島-c〕。黒田は、6月4日に自ら副島を訪ねた。副島は「大ニ喜び、兼光之刀を把テ之を与得、若シ此後種臣利己主義之事ある時者、之を以而即ち我を斬レ」と語ったという。その夜、副島は「猶太刀一本を携得」吉井を訪ね「老兄者積年之

親知なり、仍而之を脱贈す」と言っただけでその太刀を贈った。副島は、吉井にも期するところがあった。「僕、今谷〔干城〕氏ノ時を得スシテ沈論スルヲ愁フ、且勝〔海舟〕氏も同断善き人なり、此等之人早く地歩ヲ与ルヲ思フ、先ツ谷氏ヲ宮内一等出仕ニ命セラレ侍従ノ長ニ致度ものなり（括弧内は筆者）」と自説を披露した。吉井が、「此事誠ニ同案なり、但シ聖上之御意向ハ予熟知せり、今突然と他より侍従之長杯を撰挙し上奏せハ必ず異見有之なり、仍而唯何となく一等出仕と申す如くなれ者宜しきなり」と答えると、副島は、「然ラハ僕明日直ニ此兩人を聖上ニ申シ上クベシ、但し此事ハ吉井と相談致せし旨申上ケ候而宜敷歟如何」と重ねて問いている。副島の官民調和論は、谷、勝といった維新の元勳を政府側に迎え入れることも意味していたのであろう。

ところで、「黒田ノ旗揚げ」による肥前・薩摩グループの接近は、周囲にはどのように映っていたのであろうか。

吉井は、その顔ぶれを「実ニ意外」と語った〔宮島-a〕。黒田は、

副島と申而も、已二十年以前之廟堂ニ於而論議不合なり。今之を延而一己之不和ヲ為ス時ニ非ず。大隈亦然り。政府ニ而一度も争ひし事なし。唯開拓下下ケ之時ニ論不合ナリ

と語った〔宮島-a〕。明治14年、北海道開拓使官有物下下げ問題で、黒田と大隈が対立したことはよく知られている。黒田は、副島との関係を、明治6年征韓論争で対立したが、「已二十年以上」も前のこと、としているが、明治12年の副島侍講排斥運動を引き起こしたのも黒田であった⁽⁵⁾。吉井が「実ニ意外」と語ったのも当然であろう。黒田が、副島邸を訪ねた6月4日、宮島

は「今日ハ黒田清隆氏副島に到り、夜ハ副島氏吉井に到りたるよし、此事件他日上流之耳目を動し頗る影響あり」と記している。実際、後日天皇は、副島と黒田、吉井が「私約」を結んでいるのではないかとの疑念を抱き、元田にその真相を宮島から聞き取るよう命じた〔望月2004:221〕。元田は、宮島に「此頃世上何となく黒田、副島、大隈、吉井等之親睦会ハ世論之影響を来し、副島より黒田吉井ニ秘藏之刀を贈りたる事杯ハ全ク私約之姿有之、此辺者頗ル聖上も御配慮被遊次第なり」と、語った。これに対して宮島は、「決而副島ニ別段私心有之等か事より贈刀之事杯者無之ハ小子も保証し得べし」と答えている〔宮島-e〕。副島と黒田の交際は、天皇に疑惑を抱かせるほど意外な組み合わせであったのである。

前節で述べたように、副島が何時遊説を決意したのかは明らかではない。宮島の日記によれば、肥前・薩摩グループの最初の会合は4月25日であったという。前述のとおり、副島は、5月2日以前に天皇に意見書を提出し、遊説の意向を示している。7日間という時間はあるものの、これらの史料のみでは、「黒田ノ旗揚げ」が副島の遊説を誘引したと判断することは出来ない。しかし「黒田ノ旗揚げ」は、副島の遊説への決意をより強固なものにしたと言うことは出来るのではないだろうか。5月6日、吉井に同伴し副島宅を訪ねた宮島は、同日の日記に次のように記している〔宮島-b〕。

副島曰ク、僕逆も何も無異存誠ニ黒田氏之英断ニ感したり、僕ハ老朽無力之人なり唯此時政体之变革よりして聖天子ニ三代後之御世ハ、実ニ不可言之季世を見るも不可量、仍而此際第一番に国憲を以テ君父之権内ニ者犯入不相成之大法ヲ御定めに相成れハ、

餘ハ縦令如何様之政党社会ヲ現出スルモ不足顧慮、且二ヶ條ハ地券なり政府より授与等之成文有之候而者、弥人民より官吏ハ我等之雇人なり云々等之弊害を来すべし、仍テ地券書替何程何程議を辨名六其レニ而人民より税ヤ彼此なく、御上江御冥加を差上ルと申事ニ相成べし萬世之福祥又々無疑、此事ハ黒田氏の力を以テ担当致しもらい度、サスレハ社会等ハ自分一人ニ而相向ひ担任致し縦令暗殺セラレテモ不顧ナリ、唯社会之沸騰を起し而聖上之御迷惑を掛ケテハ死し而も不足ナリ云々

前半部分は、前述した副島の政治課題について語ったものであり、吉井が日記に記した内容とほぼ同様である。注目すべきは、「此事ハ黒田氏の力を以テ担当致しもらい度、サスレハ社会等ハ自分一人ニ而相向ひ担任致し縦令暗殺セラレテモ不顧ナリ」という副島の言葉であろう。政府内の議論、副島の言葉を借りるならば、「廟堂一決」は黒田に任せ、自分は社会、つまり民に「相向ひ担任」しようとしていたのである。

1-3. 副島と佐賀開進会

では、副島は何故九州遊説を望んだのであろうか。周知のように、副島は佐賀の出身であるが、遊説先に九州を挙げたことが、単に出身地の佐賀に由来しただけとは考え難い。九州遊説の背景には開進会の存在があったのではないだろうか。

開進会は、14年10月8日、士族反乱の系譜をひく憂国党と国権論的な共同社と米倉経夫等の民権派の三派が合体して成立した〔水野 1982: 60〕。米倉は、佐賀開進会のメンバーで県議、参議などもつとめた人物であるが〔杉谷 1981: 205〕、副島は、米倉等の民権派グループと関係が深かったようである。「米倉日記」10月1日条には、「開拓使官有物払下一件ニ付、副島先生ノ

依託ニヨリ、二、三日前、東京ヨリ諸岡孔一帰県シ、六名程出京すべき筈ニ付、本日憂国連共同社連其外集会ス」と記されている〔米倉-a〕。

14年10月5日、北海道開拓使官有物払下げ事件に憤慨した副島は、有栖川宮熾仁親王・大隈重信宛に藩閥政府を批判した激烈な建白書を提出しているが〔日本史籍 1934: 355-365〕、並行して佐賀から同志を糾合していたのである。

長崎県であった内海忠勝は、14年10月16日付け伊藤博文宛書翰の中で、諸岡帰県後の佐賀の景況を伝えている〔伊藤 1975: 163-164〕。

東京より諸岡之一行着、劇場、寺院等を借請、陽に演舌を始めたり。思ふに内外打合しての事なるへし。其演舌之大意も重に開拓使の始末にて差止る程之演舌にも至り不申、併し是迄之有様より考れば余程人心を得候ものと相見、傍聴人等も日々二三千之多きに及ひたり。実際に付て之か原因を想像すれば或は大隈、副島等の内示に出たるものには無之乎と疑る、形状も不尠候。

上記書翰からは、当時佐賀において開進会が一定の影響力を有していたこと、及び政府当局者が開進会は副島の影響下にあると考えていたことが窺えよう。

副島の求めに応じて、「十日此日田中種審・武富時敏・諸岡孔一」が東上している〔米倉-b〕⁽⁶⁾。しかし、翌11日には、国会開設の期限を定める詔勅が発せられたため、「東京に着て見れば鎮火後の火事場の様で張合抜けがした」と、武富は後年述懐している。この時、副島は武富を招き時事を談じた後、筆を執り、次のように書して与えたという〔渋谷 1934: 106-107〕。

「十年招国会、此挙誠至公、予ト肥前撰、喜君在其中」

「当仁不讓師、此言能孔子云、願君克壓倒吾曹、而為天下之名人

武富生吾知其為偉器，故附此語 一々学人種臣」

副島が同郷の後輩に寄せた期待が窺えよう。

開進会は、副島が主催した結社ではないが、その約書は副島の口述したものを掲げていたという。「東京日日新聞」15年3月24日号は、「開進会」と題した記事を掲載している。

此程肥前にて組織せられし開進会の主義書と云へるを得たれば左に録す、尤も本会ハ漸急折衷党とも謂ふべきもの歟、亦近時党派の続立する一端を見るべし、

開進会主義書

我輩ハ開進党ナリ、蒙昧ヲ開キテ善良ニ進ムナリ、凡事漸ニスベキアリ急ニスベキアリ一途ニ拘ベカラズ、漸ニスベキトキハ則漸ニスルヲ以テ漸進党ト謂レテモ可ナラン、風俗教化ノ如キハ漸ヲ以テ成ルモノナリ、更革ノ際ハ急激ニスルコトモアルベシ、急進過激党ト謂レテモ不可ナラズ、尚モ小民社約ノ困難ハ解カシメシコトヲ要ス、此小民ナルモノハ後ガ後程多クナルモノナリ、今ヨリ後人口繁衍セバ土ニ開クベキノ資ナクシテ而食ヲ仰グノ取ルベキナケン、此時ニ当テ流離顛沛ヲ餘所目ニ視流スハ人類同儕ノ意ニ非ズ、夫人生ル、時ヨリ国民ノ名ヲ被ラザルハナシ、宜ク亦撰挙被撰挙ノ権ヲ有スベキナリ、此理ヲ以テセバ社会党ナリ、我国アリテヨリ君父アリ、榮貴ノ二字ヲ君父ニ譲ルゾ忠孝ノ本意ナレ、斯クテハ王黨トアルモノ何ノ不可カ之有ン、道義ヲ以テ起チ道義ヲ以テ処ル、我道義ハ天ノ賦スル佩ノ自由ナリ、仁ニ当テハ師ニサヘモ譲ラズ純然タル自由党ナリ、此数党備テ而後ニ開進党ナリ、偏言偏行ハ完璧ニ非ルナリ、且我輩之ヲ觀ル王者党ナシ決ヲ多類ニ取ル、苟モ此義ヲ推セバ天下ノ公道成ル

肥前 開進会⁽⁷⁾

そして、「右主義書ナルモノハ去年十月副島種臣先生口述セラレタル佩ヲ郷党子弟筆記セシモノ」で、「開進会ナルモノハ去年十月以来改テ開起セシ所ニシテ旧征韓愛國両党ヲ併セ東西諸郡邑ニ敷延セルモノ」であると報じている。

ところで、東京にも副島の門人が中心となっ

て奔走し、成立した改進会という組織があった。柳田 [1936: 131] によれば、「此の運動は十五年三四月の頃から進められたらしい」という。従来、佐賀開進会、東京改進会を扱ったそれぞれの先行研究においては、両者の関係には全く言及されていない。しかし、両者は共通の約書を掲げている。柳田論文には、「改進会約書」が紹介されているが、先に挙げた「開進会主義書」とほぼ同内容である。但し、文頭は「我輩は改進者なり」で始まっている⁽⁸⁾。また、「開進会主義書」は「苟モ此義ヲ推セハ天下ノ公道成ル」で結ばれているが、「改進会約書」では、以下の文が続いている。

我会員は右の旨趣に基づき、以て全国一社の目的を達せんと欲するなり、我輩の説過少と認むるときは更に諸君に従はん、諸君是を是とせば此約旨に従はれんと我は信ずるなり、夫日本全社を分崩離折せしむるは我輩と諸君との患なり、故に約とす

明治十五年四月 東京改進会

その後も東京日日新聞は、15年5月13日に「改進会ノ心得」を、5月22日には、特にタイトルは付されていないが、いわば改進会の規約といったものを紹介している⁽⁷⁾。5月22日の「東京日日新聞」に掲載されたものと同様の書類が、今泉利春の妻みねが書した『名ごりの夢』[1963: 241] に紹介されている。但し、後者には「肥前国 今泉利春、近江国 大東義徴」と署名が付されている。今泉は、副島の兄である枝吉神陽に見出された人物で、神陽の死後副島が何かと面倒を見、いわば兄弟のような間柄であったという。大東は彦根出身で、世間では「近江西郷」と呼ばれていたという [今泉 1963: 230-240]。15年6月7日、宮島が勝を訪ねた際、勝は「副島が頻ニ家来を遣し逢度旨申聞ニ付」

云々と語っているが、その前後副島の使いとして勝を訪れていたのが、今泉や大東であった[勝部・松本・大口 1973: 408-415]。同時期両者は、副島に最も近い人物であったと考えられる。東京改進黨もまた今泉や大東等が中心となって活動をしていたのであろう。

現在、佐賀で組織された開進会については、成立過程や九州改進黨との関係等、研究が進んでいるが⁽⁹⁾、東京で組織された改進黨については、その動向等ほとんど明らかとなっていない。佐賀開進会との関係も視野に入れながら、今後研究していくべき課題であらう。

さて、その後開進会は、九州改進黨の結成に参加し、その一員として活動していった。九州改進黨は、その名称から誤解を生じやすいが、大隈の立憲改進黨とは何ら関係がなく、自由党系の政党であった[水野 1970: 1]。

16年当時の九州改進黨の動向を示す興味深い書翰が残っている。九州改進黨の本拠地熊本で同党とは一線を画していた紫溟会の古莊嘉門が、2月24日付で内務卿山田顯義に宛てた書翰である[日本大学 1991: 23-24]。

当地改進黨之内ニも両説有之、一方ハ少々事ヲ寛ニスル方ニて、願ク[ハ]議論ヲ以テ政府ヲ破壊スル主義ナリ、一方ハ急激之方ニて、我ヨリ機会ヲ作り、血ヲ以テも政府ヲ顛覆スルとの主義ナリ、右等之事ハ多ク其原因東京ヨリ波及し来りしものと被考候、彼等之所作近日は余程密々ニハ致し候得共、とても格別之事ハ吐出得申間敷、然し今少暖氣ニ相成候時分ハ色めき申候半も難斗、御地も御油断無之候而、内場御準備ハ充分ニ御整頓有之候而、随分寛裕ヲ示シ充分彼等之所為ヲ熱セシメテ、其機ニ投シ一網ニ彼ノ暴挙ニ出シ者ハ之ヲ制セラレン事ヲ、当県之事ハ彼等之挙動ニハ極々注意追々上申可仕候、其端緒之少々相見へ候間、寸書上申仕置候

上記書翰からは、九州改進黨内部にも過激論が

生じていたことがわかる。副島は、長崎、鹿児島、日向、大隅等を巡回して佐賀に入ることを企図していた[大木-b]。九州改進黨の拠点それぞれに遊説を試みるつもりであったのであろう。

副島が遊説先に九州を選んだ理由がどこにあったのかを、現段階で判断する事は難しい。自身の息が掛かった開進会の動向を苦慮してのことか、或いは、開進会を足がかりに、九州改進黨を自身の望ましい方向へ誘導しようとしたのかもしれない。いずれにせよ、九州遊説を願った背景に、開進会の存在があったことだけは、先ず間違いないであらう。

2. 周囲への波紋

2-1. 大木・岩倉・元田の懸念

副島の遊説願いを周囲の人々はどうのように見ていたのであろうか。本節では、大木、岩倉、元田三人の意見を見ていくこととしたい。

5月2日、岩倉から書翰を受取った大木は、同日に返書を認めている[大木-a]。

副島之義ハ是非各地演説致度旨趣昨今頻リニ被談候得者、遂ニ言上致候義ト相見へ候、実ハ副島ニも一種之論旨有之、随分至当之事も不尠ル様ニ鄙考仕り併シ演説等ハ不可然ト奉存候得共、現今之風潮ニ同人も甚感触する不尠ル処より右之次第、尚拝顔之上萬々可申上候

また、6月中旬、副島が愈々出発の段となって、「副嶋種臣義、湯治一暇帰縣相願居候、右ハ御聞届相成度意哉、実ハ如何と少々懸念仕候」と[三条]、問い合わせて来た三条に対しても、大木は次のように答えている[大木-b]。

其巡回之主意ハ皇室ノ御為め謀り官民間之調和ヲナスノ目的之よし、差向き妨害ト申事も有之間敷ト

ハ奉存候得共、其間ニハ随分自分之説ヲ吐露被致ニハ相違無之、此辺ハ如何ト苦慮仕候、去迎引留之手段も十分付き兼ね罷在候、

大木は、副島の意見には肯定的であったが、各地演説という行動に対しては否定的であった。

しかし、「去迎引留之手段も十分付き兼ね」る以上、副島の意に任せる他はないと考えていたのである。次に、岩倉、元田の意見を見ていこう。

前述した、5月2日付けの大木書翰を受け、6日岩倉は返書を認めている [岩倉-b]。

副嶋演説云々之儀言上、又当人類ニ自ラ奮発游説見込之趣又一種之論旨も有之哉ニ御賢考之旨何も承候、愚考ニ者、此際、上思召之通り決テ不可然存候、殊ニ建白中、人撰方法ニ至テハ、全欧羅巴社会党之如キニ陥リ不申哉と頗ル懸念此意見は貴卿御秘密彼是厚御配慮相止り候様、御周旋有之度候

同日、岩倉は元田にも書翰を送り、「小生には副島建白中人撰法に至ては、所謂欧羅巴社会党の如きものを現出候訳に不至哉と頗る懸念候。兎角思召之通り止るに不如と存候」と [沼田・元田 1985: 300]、大木に示したのと、同様の懸念を伝えている。

元田はすぐに返書を認め [沼田・元田 1985: 88]、

御賢慮にも前之建白中、人撰法に至ては、所謂欧州社会党之如きものを現出候哉と御懸念被成候に付、聖旨之通りに止むに不如と被思召候段、重々御尤に奉存候。御熟知之通りに、建白中之主義も、之を聞くに、識慮有る人にし而取捨致し候得ば、宜を不失歟と存候得共、壮年各政党之人にし而之を聞き候日には、誤認謬伝如何にか影響を生じ、遂ニは人を誤り己を謝る之弊害不可測歟と、御同様憂念仕候事に御座候

と、岩倉と同様の懸念を抱いている旨を記している。

岩倉、元田は副島の人撰論が社会主義的要素を帯びていると見て、副島の九州遊説が日本に「欧羅巴社会党の如き」政党を生むのではないかと危惧していたのである。

2-2. 副島の人撰論

岩倉や元田が、「所謂欧羅巴社会党の如きものを現出候訳に不至哉」と懸念した副島の「人撰論」とはどのようなものであったのであろうか。

岩倉や元田が言う「建白」とは、前述した5月2日以前に副島が天皇へ奉じた「意見書」を指しているのであろう。前述のとおり、現在「意見書」は確認できていないので、その中で副島がどのような「人撰論」を展開し、何故岩倉等に先の懸念を与えたのかを検証することは出来ない。

15年4月の「副島種臣建言」は、人撰論についても言及している。副島の主張は、公選、普通選挙の実施、納税者全員への選挙権の付与であった。その後、同年8月に新聞に掲載された「副島君意見」では⁴⁰⁾、上記に加え、一院制実施が述べられているが、こうした主張は、当時発表された他者の私議憲法案にも見られるもので、副島に特異なものとは言えない。では、何故岩倉等は副島の主張に「欧羅巴社会党の如きものを現出」する可能性を見たのだろうか。

ところで柳田は、改進黨約書や、「副島君意見」を紹介し、普通選挙、土地共有といった副島の主張を「国家社会主義的色彩の濃いものであった」としている。柳田が、「社会主義」と言わずに「国家社会主義的」という言葉を使ったのは、副島の主張を「西洋風な政治思想」に対して「東洋風な王道政治を説いた」と考えて

いたからであろう。しかし、当時岩倉等は、副島の主張が日本に「欧羅巴社会党の如き政党」を現出させることに繋がるのではと危惧したのである。

副島は、意見書等でしばしば「社会党」という文字を用いている。開進会約書では、「夫人生ル、時ヨリ国民ノ名ヲ被ラザルハナシ、宜ク亦撰挙被撰挙ノ権ヲ有スベキナリ、此理ヲ以テセバ社会党ナリ」と語っている。「副島種臣建言」の中でも、「是故ニ上代ハ豪貴ヲ抑ヘテ貧賤ニ與ミシ華者ヲ歴ヘテ困窮ニ憐ム等ノ挙アルヲ以テ明君賢君ノ實トセシナリ、哲臣補佐ノ務トセシナリ、淑人君子ノ論トセシナリ、四海萬民ノ希望トセシナリ、千古丹青ノ照シトセシナリ、而今ノ社会党借地党ノ恐ラクハ嗟嘆スル所ナラン、且古ノ天子ハ社会党ナリ借地党ノ主義ナリ」等、「社会党」という言葉を肯定的に使用している。晩年副島は、門人の質問に答えて次のように語っている [片淵 2004: 216-219]。

抑も社会主義の起るは、人間社会の組織上、上流社会と、下層社会の懸隔を生じまして、其間に一の空間の如きものを生じ、相互に軋轢を免かれざるに至ります。これが革命を促がすの原因であらうと思ひます。社会主義を唱道するは、即ち此の革命の騒乱を豫防するの策に外ならずと存じます。而して西洋の社会主義は、権利の平均、利益の配分を主とし、東洋の社会主義は、道徳を以て貧富の離隔を調和するを主とす。彼の5畝の宅や井田法の如き、又孟子に、王何ぞ必ずしも利を言はん、亦仁義あるのみと言ひ、色を好むと言へば、昔は大王も色を好む。故に内に怨女なく、外に曠夫なしと言ふ。皆是れ不調和を矯正するの言のみ。是を以て見ると、孟子も亦一の社会主義者とも申さるべきか。

副島にとって社会主義とは、「即ち此の革命の騒乱を豫防するの策に外なら」ないものであり、「道徳を以て貧富の離隔を調和するを主と

す」る思想であった。しかし、岩倉等は、副島の使用した「社会党」という文字に敏感に反応したのかもしれない。

当時、ロシアの虚無党を報じる記事は、頻繁に新聞に掲載されていた。そして虚無党員によるアレキサンダー二世暗殺事件のような過激な行動は、壮烈な献身的行動として、自由党急進派に深い感激を与えた。当時、ロシア虚無党の活動事情を描いた出版物も続々刊行されたが、自由党の急進派は「虚無党の思想を理解するといふよりも、たゞ自由のため、専制政府と戦ふ壮烈な行動を賛美した」という [赤松 1949: 21]。更に、15年5月には、長崎で樽井藤吉が首唱者となって東洋社会党が結成された⁴⁰。同党の「綱領」は道徳的な平等を説いたもので、ロシア虚無党とは全く異質であった。しかし、政府は治安に妨害ありとして、2ヵ月後の7月には集会を禁止している。更に、翌16年1月には禁止命令に背き党則草案を印刷配布したことが罪に問われ、樽井は禁錮1年に処せられている [田中 1945: 21-43]。政府が「東洋社会党」という党名に如何に神経をとがらせていたかが窺えよう。こうした、国内外の状況を考慮すれば、岩倉や元田が示した懸念も理解出来る。

元田は、副島の主張に対して「之を聞くに、識慮有る人にし而取捨致し候得ば、宜を不失歎と存候得共、壮年各政党之人にし而之を聞き候日には、誤認謬伝如何にか影響を生じ、遂ニは人を誤り己を謝る之弊害不可測歎」と語っている。仮令、副島の言う「社会党」が、「革命の騒乱を豫防」し、「道徳を以て貧富の離隔を調和する」ことを意味していたとしても、言葉だけが先走り、結果として急進民権家を煽動するという事態に陥ることを危惧していたのである

う。

おわりに

本稿では、副島の九州遊説願いを手がかりとして、明治16年における副島の政治的言動を考察した。

結論として以下の点が指摘できる。

第一に、遊説願いと、「黒田ノ旗揚げ」には密接な関係があったことを指摘した。当時副島の政治課題は、1) 君主権限に抵触しない限り、国政は議会中心の運営とする、2) 地租改正に基づく土地私有制の認定を取り消すこと、の二点であった。副島は、黒田は官を、自身は民を「担任」することで、自らの目的を成し遂げようとしたのである。

第二に、遊説先に九州を選択した背景には「開進会」の存在が大きく作用したのではないかという鄙見を開陳し、同会と副島の関係を示した。

第三に、副島の遊説を岩倉や元田が懸念していたこと、及びその理由を史料により提示した。岩倉や元田は、副島の人撰論が社会主義的要素を帯びていると見て、副島の九州遊説が日本に「欧羅巴社会党の如き」政党を生むのではないかと危惧していた。そして、その背景には、当時の政党運動の激化があったのである。

16年6月15日付け鎮西日報は、「副島君 同君者一百日の御暇を賜り九州遊歴の為め本月二十一日より東京を発船し西京に到り、それより薩州豊前豊後肥後及び長崎佐賀等にも来らるゝのよしなりと、昨日東京より通信の端に見えたり」と報じている。副島の九州遊説は、具体的な日程も既に決定していたのである。結局、天皇の意を受けた元田の来訪、説得により

遊説を断念した。副島の決意は相当堅く、引き止めることが出来たのは天皇だけであったとも言えるであろう。

ところで天皇は、当初から副島遊説に反対していたようである。5月2日、岩倉の大木宛書翰は〔岩倉-a〕、

過日元田ヨリ上御沙汰之旨ニ而右府迄可申入置との事ハ添嶋意見書奉り此旨趣ヲ以而九州地方演説致シ、為王室尽力云々言上有之、右ハ不可然思召候ニ付云々御内示拝承

と、天皇が「不可然思召」であることを伝えている。天皇は、明治12年政府内に副島排斥運動が起った際、副島排斥に反対し、「西郷隆盛・木戸孝允・大久保利通・伊地知正治・副島等は共に天下の仰瞻する所なり、而して西郷・木戸・大久保は已に逝けり、故に伊地知・副島を挙げて左右に置く」と語っている〔宮内庁1970:772〕。16年当時、副島が野に下れば、第二の板垣、大隈になる可能性は十分予想されたことであろう。その上、当時、急進派自由党員は激化運動に傾きつつあった。元田は、副島の主張を「遂ニは人を誤り己を謝る之弊害不可測歎」と語っている〔沼田・元田1985:88〕。或いは、天皇や元田は、九州遊説に出るという副島の言葉に、西郷隆盛や江藤新平の姿を重ね合わせていたのではないだろうか。

一方で、副島は侍講として欠くべからざる人材でもあった。6月26日、宮島は、求めに応じて元田邸を訪問した。その時、元田は次のように語ったという〔宮島-e〕。

実者副島之義ハ世論如此、又ハ御前體ナドモ始終ニ自分より相助け御信用有之様ニ取成し置クなり、如何となれ者、如彼学力淵博之物も無比類、且御前等ニテ誰夫レナドモ政党ヲ離れ今日ハ決シテ政党ハ決

シテ御勞襟ニ及ハヌ杯色々御前ニ於テ吐露致候事ハ、如何にも君臣情洽之體ニ於テ他臣の及所ニ非ず元田が副島に寄せる思いが汲取れる文章である。侍講としての副島が、どのような進講をし、如何なる態度で天皇に接していたのかを明らかにしていくことも、副島という人物を考える上で重要な課題の一つとなることであろう。

[投稿受理日2005. 11. 25/掲載決定日2005. 12. 1]

注

- (1) 例えば, [渡辺 1941: 105], [島内 2002: 339-340]
- (2) 同書翰には, 5月2日とのみ記載されていたが, その内容から明治16年の書翰と判断した。以下, 「大木文書」の引用については, 特に断わりの無い限り筆者の判断により年数を付した。
- (3) 「副島種臣建言」及び「地券改正の議」については, 拙論, 「国会開設勅諭と副島種臣—明治15年の「建言」を手がかりにして—」『ソシオサイエンス Vol.12号』2006. 3 掲載予定, を参照されたい。
- (4) 「岩倉具視関係文書目録」小西四郎・佐々木克監修, 藤田正・中川壽之編『岩倉具視関係文書〈岩倉公旧蹟保存会対岳文庫所蔵(Ⅱ)〉』346ppでは, 同書翰の年代を明治15年としているが, 内容から16年の書翰と判断した。
- (5) 副島侍講排斥運動については, 拙論「副島種臣と『天皇親政運動』」『学習院女子大学紀要 第8号』2006. 3 掲載予定を参照されたい。
- (6) 後年武富は, 「四五の同志を伴ひて上京の途に就」いたと語っている。
- (7) 新聞では以下, 次のように記されている。「右主義書ナルモノハ去年十月副島種臣先生口述セラレタル俣ヲ郷党子弟筆記セシモノ, 開進会ナルモノハ去年十月以来改テ開起セシ所ニシテ旧征韓憂国両党ヲ併セ東西諸郡邑ニ敷延セルモノ方今有ルトコロ5区会, 曰ク境原区, 曰ク苔野区, 曰ク八戸区, 曰ク上佐賀区及ビ佐賀区, 佐賀ヲシテ本部トシ益伸張ヲ務ム, 今回ノ九州大会同相済ミタレバ, 尚幾層ノ進力ヲ鼓シ立所ニ今十四五区モ増置セラルベク, 且又新旧共益誠一着実ノ挙動ヲ務メ愈清纯ノ学識ヲ養ハシメラル、事トスルナリト云々」
- (8) 尚, 同主義書は, 「諸政社趣意書」として国立国会図書館憲政資料室所蔵『憲政会収集文書』にも所蔵されている。同文書は「改心会約書」と題され, 冒頭は「副島種臣氏ノ言ニ曰ク, 我輩ハ改進者ナリ」と記されている。
- (9) [杉谷 1981], [水野 1970], [水野 1983]
- (10) 「副島君意見」は『日本立憲政党新聞』に, 明治15年8月15日, 17日, 20日, 23日と4日間に分割して掲載された。尚, 「副島種臣君意見」全文は, 島善高編『副島種臣全集. 3 (著述篇3)』慧文社, 2006春出版予定, を参照されたい。
- (11) 樽井は自叙伝の中で「諸岡正直氏は元佐賀人なるが, 其叔父副島種臣の命を含み, 東京より来られ, 大いに社会主義を鼓吹せらるゝや, 予は大いに意志を強うせり」と, 副島との交流があったことを語っている [田中 1970: 28]。

参考文献

- 赤松克麿 (1949) 『日本社会運動史』, 秀英社 365pp
 今泉みね (1963) 『名ごりの夢』, 平凡社 276pp
 伊藤博文関係文書研究会編 (1975) 『伊藤博文関係文書. 3』, 塙書房 394pp
 岩倉具視 a. 「(明治16年) 5月2日付, 大木喬任宛書翰」国立国会図書館憲政資料室所蔵『大木喬任文書 (書翰)』124-120
 — b. 「(明治16年) 5月6日付, 大木喬任宛書翰」同上124-111
 — c. 「(明治16年) 5月21日付, 三条・有栖川宮宛書翰」同上『三条家文書』119-115
 大木喬任 a. 「(明治16年) 5月2日付, 岩倉具視宛書翰」岩倉公旧蹟保存会対岳文庫所蔵『岩倉具視関係文書』17-57-(97)
 — b. 「(明治16年) 6月15日付, 三条実美宛書翰」国立国会図書館憲政資料室所蔵『三条家文書』278-7
 片淵琢 (2004) 「蒼海閑話」, 島善高編『副島種臣全集2』慧文社 181-356
 勝部真長・松本三之介・大口勇次郎 (1973) 『勝海舟全集20 (海舟日記3)』, 勁草書房 490頁
 宮内庁 (1970) 『明治天皇紀 第四』, 吉川弘文館 836頁
 — (1971-a) 『明治天皇紀 第五』, 吉川弘文館 852pp

- (1971-b) 『明治天皇紀 第六』, 吉川弘文館 868pp
- 三条実美「(明治16年)6月13日付, 大木喬任宛書翰」
国立国会図書館憲政資料室所蔵『大木喬任文書(書翰)』750
- 渋谷作助(1934)『武富時敏』, 「武富時敏」刊行会 263pp
- 島内喜市『年譜考 大木喬任』, アピアランス工房 574pp
- 杉谷昭(1981)「佐賀開進会の成立過程」, 九州大学九州文化史研究施設『九州文化史研究所紀要第二十一号』, 九州文化史研究所 193-219pp
- 副島種臣「副島種臣建言」明治15年4月21日 宮内庁書陵部所蔵
- 田中惣五郎著 鈴木正編(1970)『東洋社会党考』, 新泉社 345pp
- 「鎮西日報」明治16年3月23日号, 国立国会図書館所蔵マイクロフィルム
- 明治16年6月15日号
- 「東京日日新聞」明治15年3月24日号, 早稲田大学図書館所蔵マイクロフィルム
- 明治15年5月13日号 同上
- 明治15年5月22日号 同上
- 日本史籍協会編(1934)『大隈重信関係文書第四』, 日本史籍協会 482pp
- 日本大学大学史編纂室編(1991)『山田伯爵家文書: 宮内庁書陵部蔵筆写本.1』, 日本大学 269pp
- 沼田哲・元田竹彦編(1985)『元田永孚関係文書』, 山川出版社 413pp
- 水野公寿(1970)「九州改進黨覚書」熊本近代史研究会編, 『近代熊本第11号』1-53
- (1983)「九州改進黨の結成について」熊本近代史研究会編, 『近代熊本第22号』47-83
- 宮島誠一郎 a. 「明治第十六年日記」5月4日条 早稲田大学図書館所蔵「宮島誠一郎文書」
- b. 同上 5月6日条
- c. 同上 6月4日条
- d. 同上 6月13日条欄外
- e. 同上 6月26日条
- 室山義正(1984)『近代日本の軍事と財政: 海軍拡張をめぐる政策形成過程』, 東京大学出版会 374pp
- 望月雅士(2004)「明治国家の形成と立憲構想—藩閥官僚宮島誠一郎を通して—」, 由井正臣『幕末維新期の情報活動と政治構想』, 梓出版 198-235pp
- 元田竹彦・海後宗臣編(1969)『元田永孚文書 第1巻』, 元田文書研究会 360pp
- 元田永孚「皇有地ヲ定メ諸功臣ヲ調和スルノ議見聞ノ次第言上案」国立国会図書館憲政資料室所蔵「元田永孚関係文書」見聞秘記」109-6 ニ
- 柳田泉(1936)『副島種臣伝』の一章 その国家社会主義的思想 我観社編『我観』, 我観社 127-137pp
- 吉井友実 a. 「三峰日記」明治16年6月4日条, 宮内庁書陵部所蔵
- b. 同上 明治16年6月6日条
- 米倉経夫 a. 「米倉経夫日記」明治14年10月1日条, 佐賀市総務課編 1982『佐賀市史関係史料調査日録』199pp
- b. 「米倉経夫日記」明治14年10月10日条, 同上
- 渡辺幾治郎 1941『明治天皇の聖徳 重臣』, 千倉書房 396pp